

みなべ町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和 7 年 3 月
和歌山県みなべ町

■目 次

1. 背景	2
2. 計画の基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象となる範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画の位置づけ	
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 温室効果ガス総排出量及び増減要因	
(2) 間接的効果のある取り組み	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取り組み	10
(1) 配慮すべき事項	
(2) 職員の環境保全意識の向上	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
7. 参考資料	15
参考資料 1 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）	
参考資料 2 地球温暖化対策の推進に関する法律 第2条第3項に掲げる 7種類の物質	
参考資料 3 温室効果ガス排出量算定の基本的な考え方	

1. 背景

地球温暖化による気候変動の影響は、大規模な山火事や干ばつの発生など、世界的なニュースとなり年々大きくなっています。

国内においても、線状降水帯や台風又はゲリラ豪雨等の極端な大雨と、それに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、人々の暮らしや人体に直結することが多くなり、実感することが増えてきました。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

国際的な動きとしては、2015年11月から12月にかけて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス、パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」）という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年には、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%削減すること、さらに50%の高みに向けて挑戦することが掲げられました。

同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するようもとめられています。

みなべ町においても、施設のLED化等を推進し、温室効果ガス排出量の削減に向けさまざまな取り組みを行い、地球温暖化の防止に向けた対策を推進していきます。

2. 計画の基本的事項

(1) 目的

みなべ町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「みなべ町事務事業編」という。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項(参考資料1参照)に基づき、地球温暖化対策計画に即して、みなべ町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

みなべ町事務事業編の対象範囲は、みなべ町役場の全事業拠点の事務・事業とします。なお、指定管理施設については、受託者等に対して可能な限り温室効果ガス排出の削減等の取組を講ずるよう要請いたします。

【実行計画の対象となる施設等】

組織	対象施設等
総務課	みなべ町役場庁舎、公用車、防犯灯、防犯カメラ、防災行政無線
消防防災室	消防車、備蓄倉庫、消防車庫 など
政策推進課	事務所、公用車 など
建設課	事務所、公用車、町営住宅、街路灯、トンネル照明、公園 など
議会事務局	事務所、公用車 など
会計課	事務所、公用車 など
税務課	事務所、公用車 など
住民福祉課	事務所、公用車、社会福祉センター など
産業課	事務所、公用車、水門 など
うめ課	事務所、公用車、うめ振興館、公衆トイレ など
生活環境課	みなべ浄化センター、公用車、ごみ処理場、火葬場、下水道施設、
水道室	水道施設 など
健康長寿課	保健福祉センター、公用車、高城高齢者センター、清川きらく園、さくら会館 二子の里 など
子育て推進課	事務所、公用車、こども園、清川保育所 など
教育学習課	生涯学習センター、公用車、青少年センター、猪野第一集会場(クレセール) 公民館、図書館、武道館、球場、プール、学童保育所、小学校、中学校 給食センター、子育て交流施設 など

○各施設のコピー用紙の使用枚数、水道使用量も実行計画の対象となります。

(3) 対象とする温室効果ガス

みなべ町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（参考資料2参照）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取り組みを推進していきます。

【実行計画の対象となる温室効果ガス】

温室効果ガス	概 要
二酸化炭素（CO ₂ ）	代表的な温室効果ガス。電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。また、廃油や廃プラスチック等の焼却処理等によって排出され、排出量が多いため地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい。

(4) 計画期間

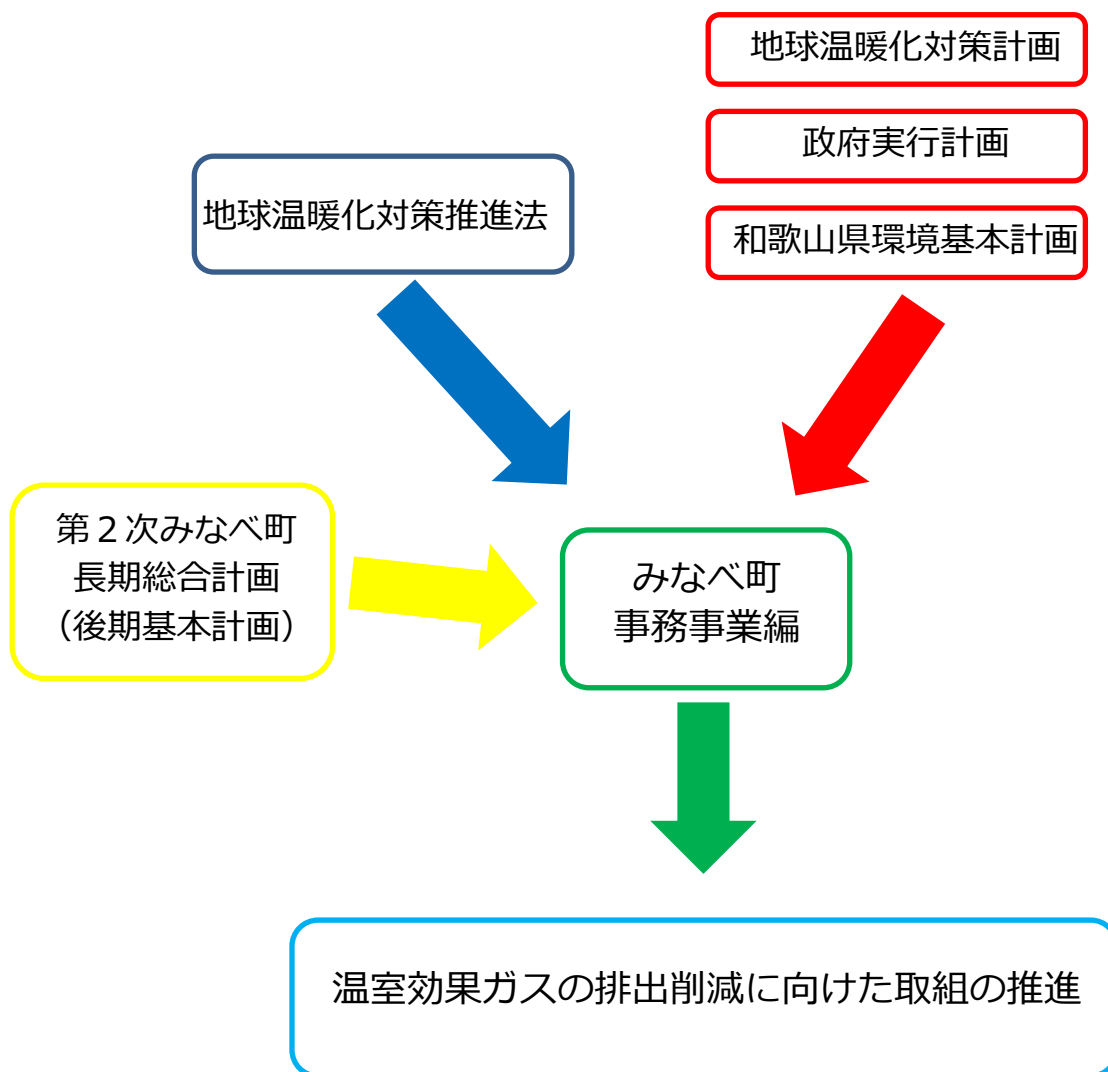
基準年度は平成25年度とし、令和7年度から令和12年度末までを計画期間とします。

項目	年 度							
	平成25年度	…	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
期間中の 事項	基準年度		計画開始					目標年度
計画期間								

計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画の位置づけ

みなべ町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第2次みなべ町長期総合計画（後期基本計画）に即して策定します。



3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量及び増減要因

みなべ町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」について、平成25年度（基準年度）と令和5年度を比較したものを次に示します。

（温室効果ガス排出量算定の基本的な考え方については、参考資料3参照）

【温室効果ガスの項目別排出量の比較】

（単位：kg-CO₂）

温室効果ガスの種類	項目	平成25年度 （基準年度）	令和5年度	増 減 （上段：量、下段：%）
二酸化炭素	電気の使用	2,853,010	1,897,750	-955,260 -33.5%
	ガソリンの使用	80,940	67,440	-13,500 -16.7%
	灯油の使用	182,770	29,450	-153,320 -83.9%
	軽油の使用	27,270	49,520	22,250 81.6%
	L P ガスの使用	23,050	84,710	61,660 267.5%
	A重油の使用	26,570	26,690	120 0.5%
合 計		3,193,610	2,155,560	-1,038,050 -32.5%

① 主な増加項目

- ・ L P ガスの使用・・・学校関係の一部空調でガス空調を導入したことによる。
- ・ 軽油の使用・・・ごみ処理場焼却施設廃止により近隣施設への運搬が必要となったことによる。

② 主な減少項目

- ・ 電気の使用・・・水道施設及び下水道施設の統廃合によるもの。
- ・ 灯油の使用・・・ごみ処理場焼却施設廃止によるもの。
- ・ ガソリンの使用・・・公用車の燃費向上によるもの。

③ 今後の増加、減少要因

- ・ 電気の使用・・・中学校の統廃合により減少が考えられる。

(2) 間接的効果のある取り組み

温室効果ガス算出の対象項目ではありませんが、役場の活動により間接的に温室効果ガスが排出される項目についても削減に努めることが必要であるため、役場全事業拠点での基準年度などにおける資源の利用状況を把握しました。

水道を有効に利用することは、浄水場及び下水処理場における電気使用量等の削減につながり、間接的に温室効果ガスを削減することになります。

基準年度と比較した水道の使用状況は次のとおりです。

【水道使用量】

(単位：m³)

項目	平成25年度 (基準年度)	令和5年度	増 減 (上段：量、下段：%)
水道使用量	52,271	35,980	-16,291 -31.2%

また、日々の業務の中で多くのコピー用紙等の紙類を使用しています。紙の使用量の削減は、廃棄物の削減に寄与するため、温室効果ガスの削減のための有効な取り組みです。

基準年度と比較したコピー用紙の使用量は次のとおりです。

【コピー用紙の使用量】

(単位：枚)

項目	平成25年度 (基準年度)	令和5年度	増 減 (上段：量、下段：%)
コピー用紙の使用量	1,862,403	1,940,447	78,044 4.2%

排出される廃棄物について、分別の徹底により、減量化・資源化を推進しています。

【廃棄物量】

(単位：kg)

項目	平成25年度 (基準年度)	令和5年度	増 減 (上段：量、下段：%)
可燃ごみ	33,705	16,305	-17,400 -51.6%
資源ごみ	2,653	3,043	390 14.7%

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

業務の性質上、数値目標を設定して削減することが困難である業務もありますが、次のとおり目標を設定し、温室効果ガス削減に向けての取り組みとします。

令和12年度（目標年度）に、平成25年度比で50%削減することを目標とします。

- 今後、各年度における温室効果ガス（CO₂）排出量は、各業務において状況を把握し、基準年度の数値から段階的に削減するよう努力します。
- 職員一人ひとりが排出削減の意識を持ち、環境への負担を低減することを目指します。

【温室効果ガスの削減目標】

（単位：kg-CO₂）

項目	平成25年度 （基準年度）	令和5年度	令和12年度 （目標年度）
温室効果ガスの排出量	3,193,610	2,155,560	1,596,805
削減率	—	32.5%	50.0%

また、水道使用量やコピー用紙の使用量といった業務に伴う活動により間接的に温室効果ガスが排出される項目についても次のとおり目標を設定し、資源等の有効利用により地域の温室効果ガスの削減に努めます。

【水道使用量及びコピー用紙の削減目標】

	項目	平成25年度 （基準年度）	令和5年度	令和12年度 （目標年数）
水道	使用量 m ³	52,271	35,980	32,304
	削減率	—	-31.2%	-38.2%
コピー用紙	使用量 枚	1,862,403	1,940,447	1,679,888
	削減率	—	4.2%	-9.8%

排出される廃棄物についても、分別の徹底により減量化・資源化を推進し、ごみ排出量の抑制に努めます。

【廃棄物量の減量化・資源化目標】

	項目	平成 2 5 年度 (基準年度)	令和 5 年度	令和 1 2 年度 (目標年数)
可燃ごみ	量 kg	33,705	16,305	16,190
	削減率	—	-51.6%	-52.0%
資源ごみ	量 kg	2,653	3,043	3,050
	削減率	—	14.7%	15.0%

5. 目標達成に向けた取り組み

(1) 配慮すべき事項

職員が業務を行う際には、次のような取り組みにより、資源、エネルギーの節約、廃棄物の削減を図り、環境負荷の低減に取り組みます。

ア 電気使用量の抑制

- ・休憩所、更衣室、トイレ、会議室等の照明などは必要な場合のみ点灯します。
- ・複合機やパソコンの効率的な使用に努め、昼休み、窓口業務等必要な個所以外は一斉消灯を心がけて必要最小限での使用を行います。
- ・使用していない機器はコンセントを外し、待機電力を減らします。
- ・OA機器、家電製品等の更新、導入時には必要最小限の機器機能とし、消費電力量が少ない製品を選択します。
- ・業務の効率化を図り、出来るだけ残業を無くすよう努めます。
- ・今後、公共・公用各施設の照明、水銀灯、また街路灯、防犯灯のLED化を進めます。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効果を向上させます。
- ・春秋等、冷暖房を長期間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜き、待機電力を削減します。
- ・今後、建て替えや大規模改修を行う建物については、省エネ性能向上（断熱性等）や自家消費型の太陽光発電の導入、高効率ヒートポンプ給湯、高効率ガス給湯機器など停電自立型の燃料電池等を組み合わせて導入することによるZEB化を進めます。

イ 燃料使用量の抑制

- ・急発進や急加速を避けエコドライブに努め、資機材の積み込み、積み下ろし時等ではエンジンを停止し、アイドリングストップを心がけます。
- ・出張の際は、積極的に公共交通機関の活用を努めます。
- ・タイヤの空気圧を適切に管理し、車両整備に努めます。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効果を向上させます。
- ・計画を立てて公用車のEV化を進め、またEV充電施設等の整備を行います。

ウ 水道使用量の抑制

- ・水漏れ点検を徹底します。
- ・水道使用時は流しっぱなしにせず、こまめに水を止めます。
- ・トイレ用水の水量を適正に調整します。トイレの流水音発生装置、流量自動調整装置等の導入を検討します。

エ 紙類使用量の抑制

- ・両面コピーや裏面利用を徹底します。
- ・情報漏洩の恐れのない紙については原則としてメモ用紙等に利用します。
- ・ミスコピーを防ぐため、複合機の使用後はリセットボタンを押します。
- ・会議資料や事務手続きは簡素化し用紙使用枚数の削減を図ります。
- ・庁内ネットワークを積極的に利用しペーパーレス化を図ります。

オ ごみ排出量の抑制

- ・使用済み封筒や、ファイル等事務用品の再利用を徹底します。
- ・分別を徹底し再資源化に努めます。
- ・マイバック、マイ箸、マイカップを使用します。
- ・備品等は大切に扱い、可能な限り長寿命化を図ります。

(2) 職員の環境保全意識の向上

みなべ町事務事業編による取り組みの実効性を高めるため、職員一人ひとりが環境保全に対する意識を高めることが重要であることから、環境に関する情報提供や知識習得への研修会等への参加を奨励します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

みなべ町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「みなべ町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課室局等に「地球温暖化対策責任者」と、「地球温暖化対策推進員」を各1名配置し、実行計画の推進及び進捗状況を把握し、取り組みを着実に推進します。

ア みなべ町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長、教育長を副委員長とし、各課室局の地球温暖化対策責任者（各課室局長）で構成します。実行計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

イ みなべ町地球温暖化対策庁内委員会事務局

生活環境課長を事務局長とし、生活環境課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課室局の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

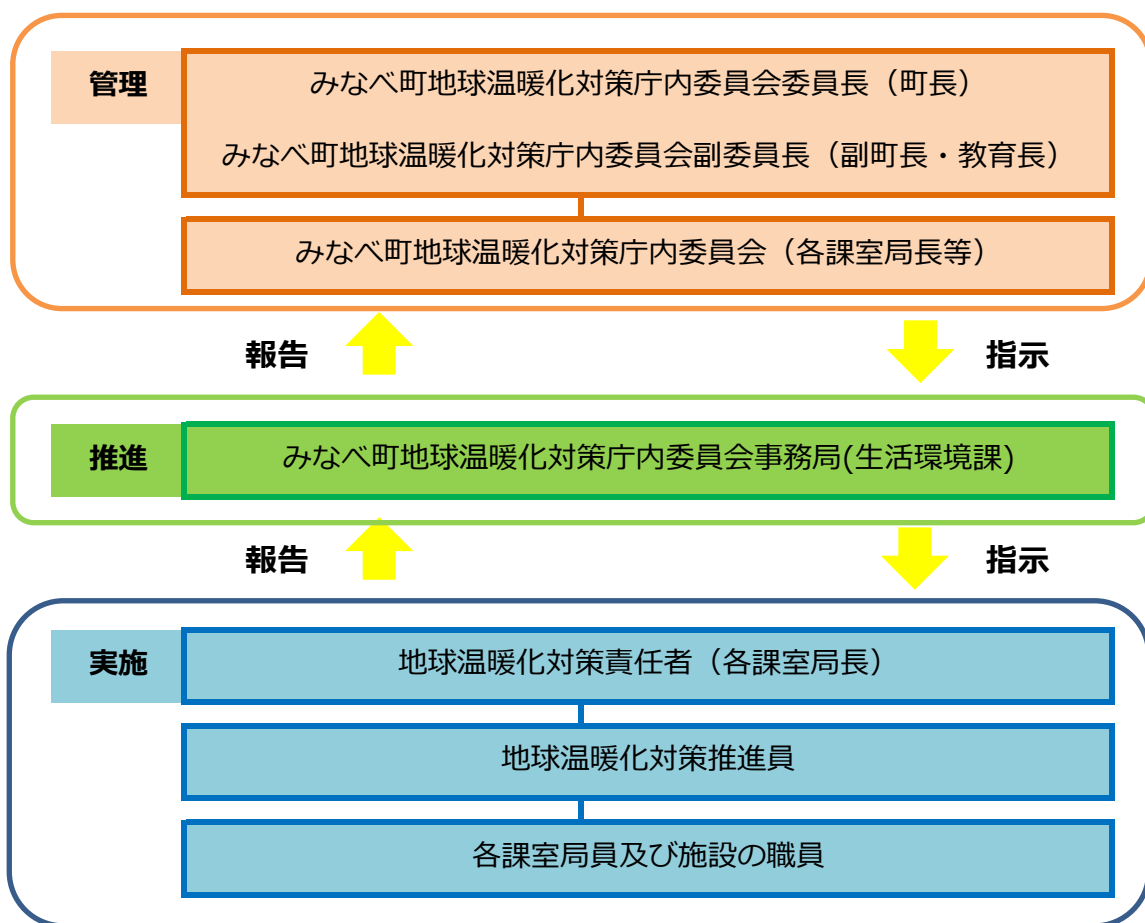
ウ 地球温暖化対策責任者

各課室局に1名配置します。基本的に、各課室局等の長を責任者とします。各課室局において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

エ 地球温暖化対策推進員

各課室局において1名配置します。各施設等における燃料や資源使用量の把握（調査票の入力）とともに、みなべ町事務事業編の推進が図られるよう各職員に周知徹底を行い、委員会が実施する調査に協力します。

【実行計画の推進体制】



(2) 点検・評価・見直し体制

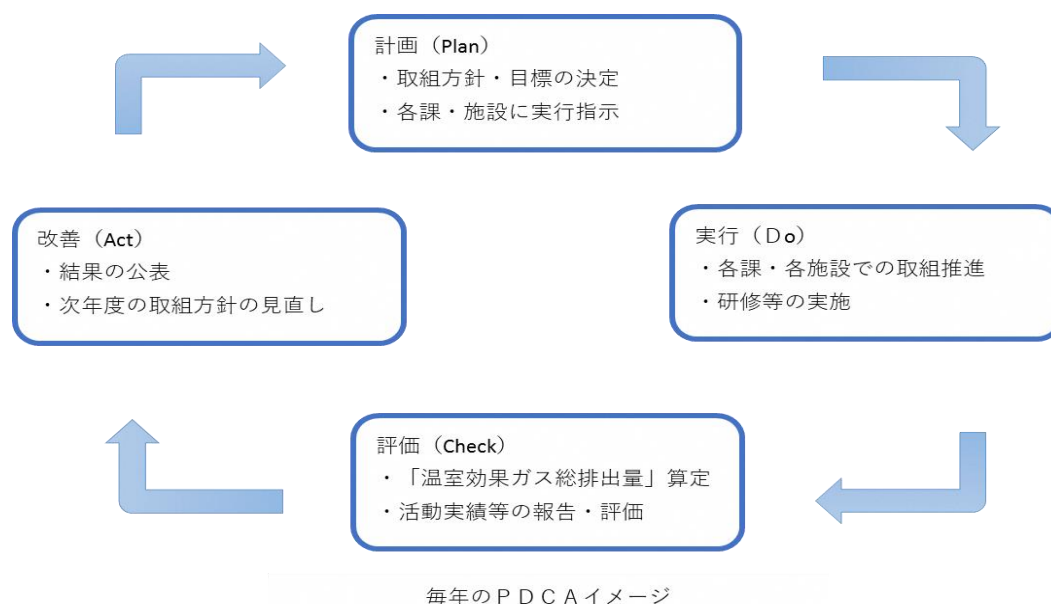
みなべ町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取り組みに対するPDCAを繰り返すとともに、みなべ町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

ア 毎年のPDCA

みなべ町事務事業編の進捗状況は、地球温暖化対策責任者が事務局に対して定期的に報告を行ないます。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

イ 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価を行い、改定の必要がある場合、検討を行いみなべ町事務事業編の改定を行います。



(3) 進捗状況の公表

みなべ町事務事業の進捗状況は、みなべ町のホームページ等で毎年公表します。

7. 参考資料

○参考資料1

《 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 （抜粋） 》

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

○参考資料2

《 地球温暖化対策の推進に関する法律 第2条第3項に掲げる7種類の物質 》

温室効果ガス	概 要
二酸化炭素（CO ₂ ）	代表的な温室効果ガス。電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。また、廃油や廃プラスチック等の焼却処理等によっても排出され、排出量が多いため地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て等により排出される。二酸化炭素に次いで2番目に地球温暖化に及ぼす影響力がある。
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料、一般廃棄物の焼却により排出される。また、農用地の土壌や家畜排泄物の管理等においても発生する。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用、廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用される。地方公共団体ではほとんど該当しない。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造、使用廃棄時等に排出される。
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体のエッチング等製造工程等において使用される。地方公共団体では、ほとんど該当しない。

○参考資料3

《 温室効果ガス排出量算定の基本的な考え方 》

温室効果ガス排出量算定の基本式

温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量や自動車走行距離などの「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数」を乗じることで算定します。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

○活動量

温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気使用量、燃料使用量、公共車走行距離などがこれに該当します。

○排出係数

活動量から温室効果ガス排出量に換算するための係数であり、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定された係数、もしくは電気などのエネルギー事業者が公表する係数を用います。

○地球温暖化係数

温室効果ガスごとの排出量をCO₂相当量に換算するための係数であり、CO₂相当量の総和を温室効果ガス排出量として評価します。